

令和6年第9回  
朝霞市農業委員会総会議事録

令和6年9月26日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年第9回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和6年9月26日（木） 午後3時00分から午後3時18分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室手前	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和6年第9回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
会議録の確認方法  委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和6年第9回朝霞市農業委員会総会

令和6年9月26日（木）

午後3時00分から

午後3時18分まで

朝霞市役所 別館5階 大会議室手前

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

6番 高野 正芳 委員      7番 渋谷 昇 委員

3 提出議案

議案第22号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

4 諸報告

(1) 報告第9号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋 隆
委	員	橋本 広明
委	員	栗原 昌章
委	員	石原 実
委	員	高野 正芳
委	員	渋谷 昇
委	員	金子 靖彦
委	員	渡邊 忠
委	員	高麗 俊一
委	員	高橋 秀明
委	員	千田 理恵子
委	員	野島 一
委	員	須田 哲也
委	員	蕪木 勝美
委	員	高野 政江
委	員	浅川 秀雄
委	員	秋山 磨弥
委	員	小寺 昌
委	員	高橋 吉久

欠席委員（1人）

委	員	富岡 勇一
---	---	-------

---

事務局

事	務	局	局	長	大瀧 一彦
事	務	局	局	次 長	佐藤 たかみ
事	務	局	専	門 員	山根 浩
事	務	局	主	任	根古谷 哲

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・大瀧事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和6年第9回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第9回総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

7月から8月、9月の中頃、彼岸の前頃くらいまで暑い日がずっと続いていたり、また、8月の後半から9月にかけては夕立や台風の影響で長雨になったりして大変皆さんも農作業に影響が出てご苦労されたかと思います。ここに来てやっといくらか、まあ今日はちょっとまだ暑いですが、涼しくなってきましたので、これから作業のしやすい時期になろうかと思います。ただ、まだ気温の高低差に体がついていけないということもあるとお聞きしますので、無理しない程度に続けていただけたらと思います。

それから、後程、視察研修の件につきましても事務局の方から報告があるかと思えます。皆様のご参加、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日も提出議案が2議案ございますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしくをお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。



転用目的 工場敷地

農地区分、2種

調査説明委員、野島 一 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第22号につきまして、野島 一委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○野島委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は9月19日に行つて来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、農業公共投資の対象となつていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第2種農地にあつると判断いたします。

工事計画は、許可日から3か月で行い、永久転用とのことです。

申請理由でございますが、資材置場が手狭なことや、関係業者が来社した際に駐車スペースが足りないなどの問題に加え、建物の老朽化などの事情もあり、敷地の拡張及び工場の建替が必要となつていたとのことです。そのような中、土地所有者から自分の存命中に土地を処分したいとの申出があつたこと、また、元々土地の一部を使用してしまつていた隣接土地所有者からも、加齢により畑を維持することができないため、処分したいとの申出があつたことから利害が一致し、今回の許可申請に至つたとのことです。

以下、農業委員の意見として、農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、周囲には農地がないうえ、ブロックを設置するとのことから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。内間木公民館交差点から県道をさいたま市方面に720メートル程進み、上内間木交差点の次の信号を右折します。パブリックゴルフ場の方ですね。約230メートル進むと左手にサンライズボディが見えますので、その手前を左折し、道なりに310メートル程進み、右手に三和建業が見えたらその手前で右折します。約30メートル進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第22号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第22号につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第23号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定されております、議事参与の制限に該当いたしますので、■■ ■■ 委員の暫時退席を求めます。

(■■ ■■委員 退席)

○高橋会長

それでは、議案第23号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

事務局、議案の朗読をお願いいたします





申請地の前面道路には水道管及び下水道管が埋設されており、また、申請地から500メートル以内に朝霞第三中学校及び朝霞厚生病院があることから、農地法施行規則第43条第1号に該当し、農地区分は第3種農地にあたりと判断いたします。

工事計画は、許可日から4か月で行い、権利事由は許可日から20年間の賃貸借権の設定となります。

申請理由でございますが、譲受人は■■■■■■■■を全国展開しており、市内でも■■店舗を営業していますが、既存店舗は車で利用しにくいことから、新規店舗は駐車場及びドライブスルーの設置が可能な土地を選定することとしたとのことです。市街化区域では必要な規模の土地が見つけれなかったため、様々な観点から市内の土地を探したところ、農地の管理が難しくなっていた譲渡人と合意に至ったことから、今回の許可申請に至ったとのことです。

以下、農業委員の意見として、農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書などにより確認できることから、目的の実現は確実なものと考えられます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、周囲には農地がないことから、被害防除は不要であると考えます。

申請地の位置ですが、5ページをご覧ください。朝霞台駅南口からサミットストア方面に約300メートル進み、朝霞台駅入口交差点を左折します。350メートル程進んで弁財坂下交差点を直進し、更に90メートル程進むと、JAあさか野本店の向かいに申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第23号につきまして、何かご質問がございますか。

( なし、の声 )

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第23号につきましては、許可相当と決しました。

それでは、■■ ■■ 委員の入室を許可します。

(■■ ■■委員 入室)

○高橋会長

次に、諸報告を行います。報告第9号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、10月28日(月)午後3時からです。場所は、市役所別館2階、全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和6年第9回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

6番 高野 正芳 委員

7番 渋谷 昇 委員

令和6年10月28日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員